

別表 1 の 2

理事会決議事項及び決議要件一覧

内 容	根 拠 (社会福祉法・定款等)	議 決 数		
		過半数	理事総数の三分の二	
法人運営に関わる事項	法人の業務執行の決定	法第四十五条の十三第二項第一号 定款第二四条の(1)	○	
	評議員会の日時及び場所、目的である事項、議案の概要の決定	法第四十五条の九第十項準用 一般法人法第八十一条第一項	○	
	評議員会の招集	定款第十二条	○	
	理事会の招集権者とする理事の決定	法第四十五条の十四第1項	○	
	定款の施行についての細則の決定	定款第四四条	○	
	従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	法第四十五の十三第四項第四号	○	
	内部管理体制の整備	法第四十五の十三第四項第五号	○	
	競業及び利益相反取引の制限	法第四十五条の一六第四項準用 一般法人法第八十四条第一項	○	
臨機の措置、公益事業及び収益事業の運営に関する事項	定款第三五条 定款第三六条の第2項		○	
関する事項 役員の選任・解任等に	理事長及び業務執行理事の選定・解職	法第四十五条の十三第二項第三号 定款第一六条の第2項	○	
	施設長等の重要な役割を担う職員の選任及び解任	法第四十五条の十三第四項第三号 定款第二二条の第2項	○	
財務に関する事項	重要な財産の処分及び譲受	法第四十五条の十三第四項第一号	○	
	多額の借財	法第四十五条の十三第四項第二号	○	
	事業計画書及び収支予算書の承認	定款第三一条	○	【○】
	事業報告及び決算の承認	法第四十五条の二十八第三項 定款第三二条	○	
	基本財産の処分(担保提供を含む)	定款第一〇条の(7)	○	【○】
	資産の管理	定款第三〇条	○	
	会計処理の基準の決定	定款第三四条	○	
その他	社会福祉法第四十五条の二十四第四項に規定する責任の免除	法第四十五条の二十四第四項準用 一般法人法第一百四十四条	○	
	その他理事会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項		○	
	その他重要な業務執行に関する事項及び事務事業の執行に必要な基本的な規定の制定及び改廃		○	